

住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額 について

高齢者、障害者等が居住の安全性及び介護の容易性の向上等のため一定のバリアフリー改修工事を行った場合、固定資産税が減額されます。

減額の対象となる家屋の主な要件は、次のとおりです。

○住宅の要件

- ①平成19年1月1日以前から存している住宅
- ②平成19年4月1日から平成25年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修を行った住宅
- ③新築住宅軽減、住宅耐震改修減額が適用されていない住宅
- ④以前に本減額の適用を受けていない住宅
- ⑤賃貸住宅でないこと

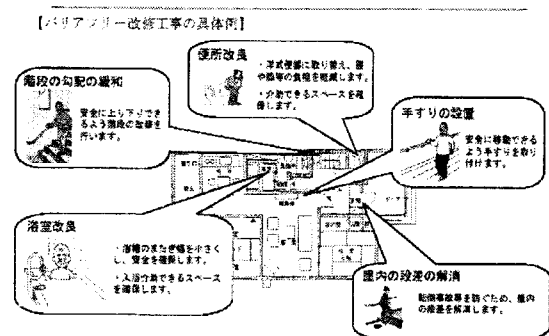
○居住者の要件

次のいずれかの者が居住する住宅

- ①65歳以上の者
- ②要介護認定または要支援認定を受けている者
- ③障害者

○バリアフリー改修工事の内容

廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室トイレの改良、手すりの取付け、床の段差の解消、引き戸への取替え、床表面の滑り止め化のいずれかに該当する改修工事を行い、かつ工事に要した費用が※30万円以上であること。



※ 工事費用のうち、介護保険法による住宅改修費、流山市高齢者等住宅改造費助成事業による助成金を除いた自己負担額が30万円以上であること。

○減額の範囲

改修工事を行った家屋に係る翌年度分の固定資産税額(100㎡相当分に限り)の3分の1に相当する額が減額されます。

○減額を受けるための手続き

改修工事完了後3ヶ月以内に申告書と次の書類を添えて資産税課へ提出してください。

- ①居住者の要件が満たされているかを確認することができる書類の写し
 - ・ 生年月日が確認できる書類(免許証、保険証、住民票等)
 - ・ 要介護認定書または要支援認定書
 - ・ 障害者手帳
- ②工事内容がわかる工事明細書
- ③改修箇所の工事前・後の写真
- ④工事費用を払ったことを確認することができる領収書
- ⑤補助金等の給付決定を受けたことを確認することができる書類

※ 建物の現地調査をする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

詳細についての問合せ先は

流山市役所財政部資産税課 家屋係

電 話 (代表) 7158-1111 (内) 285・286

(直通) 7150-6074